

令和6年4月8日開催

第1回

遠軽町農業委員会総会議事録

遠軽町農業委員会

令和6年度 第1回遠軽町農業委員会総会議事録

1. 開催月日 令和6年4月8日(月)  
 2. 開催時刻 開 刻 13時28分  
 閉 刻 13時54分  
 3. 開催場所 遠軽町議会議場  
 4. 出席委員 15人

会 長	18番	石丸	博雄
会長職務代理者	17番	佐藤	克哉
委 員	3番	西塚	仁志
委 員	4番	鈴木	智志
委 員	5番	坂本	俊彦
委 員	6番	大河原	正一
委 員	7番	須藤	智弘
委 員	8番	小山田	和美
委 員	9番	笹原	仁
委 員	10番	菅井	誠
委 員	11番	原田喜一郎	
委 員	12番	西原	弘子
委 員	13番	鈴木	和弘
委 員	14番	西	美紀
委 員	16番	関口	隆宏

5. 欠席委員 3人

委 員	1番	林	秀和
委 員	2番	早川	剛司
委 員	15番	相田	幸博

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

委 員	5番	坂本	俊彦
委 員	16番	関口	隆宏

第2 会議書記の指名

農業委員会事務局 農地係長 原 吉生

第3 報告第1号 令和5年度農業委員会事務報告について

議案第1号 令和6年度遠軽町農業委員会活動日程等について

議案第2号 令和6年度最適化活動の目標の設定について

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について

7. 出席農業委員会事務局職員

事務局長	広瀬	淳次
主幹	石川	正徳
農地・農業振興担当係長	原	吉生
農地・農業振興担当専門員	菊地	隆

## 8. 会議の概要

議長 　ただ今から、本日招集された令和6年度第1回（R6.4.8）遠軽町農業委員会総会を開催します。

　本日の委員出席人数は、委員総数18名中、15人の出席であります。「農業委員会等に関する法律第27条第3項」に規定する出席人数は、過半数に達しておりますkmあら、総会が成立していることをご報告いたします。

　次に、議事録署名委員の指名を行います。

　議事録署名委員の指名については「遠軽町農業委員会総会会議規則第13条第2項」の規定により、議長において指名することとなっておりますので、5番　坂本委員、16番　関口委員の両名を指名します。

　次に、総会議案の審議に先立ちまして、事務局長から諸般の報告をさせます。

事務局長 　第1回農業委員会、諸般の報告をいたします。まず、令和6年3月6日、第10回農業委員会総会を開催しております。3月7日から15日まで、遠軽町議会定例会が開催され、石丸会長、広瀬事務局長が出席しております。3月18日、北海道農業会議第96回通常総会及び農業委員会会長・事務局長会議が札幌で開催され、石丸会長・広瀬事務局長が出席しております。

　今後の予定ですが、4月10日、第104回オホーツク農業委員会連合会通常総会が北見市で開催され、石丸会長、広瀬事務局長が出席予定であります。4月17日、遠軽町農業担い手対策協議会定期総会が役場本所3階大会議室で開催され、石丸会長、広瀬事務局長が出席予定であります。5月8日、第2回農業委員会総会が開催されます。

　以上で、諸般の報告を終わります。

議長 　ただ今の諸般の報告につきまして、質疑ありませんか。  
（質疑なしの声）

議長 　質疑がないようでありますから、本日の総会議案の審議に入ります。

　なお、本日審議される案件の中に、「農業委員会等に関する法律第31条」の規定に抵触する案件があります。

　議事進行の都合上、休憩をとる場面がありますので、あらかじめご了承をお願いします。

　それでは、報告第1号「令和5年度農業委員会事務報告について」を議題とします。

　事務局から、議案を説明させます。

事務局 　報告第1号「令和5年度農業委員会事務報告について」。令和5年度農業委員会事務について別紙のとおり報告する。令和6年4月8日提出。遠軽町農業委員会会長　石丸博雄。

3 ページをお開きください。農業委員の所属部会等の構成については（１）のとおりです。事務局体制についても（２）のとおりです。2 農業委員会総会等の開催。総会 回数10回、10日。農政部会 回数1回、1日。農地部会 回数2回、2日。農地利用状況調査 回数1回、1日。農長委員会道内視察はありませんでした。続きまして、4 ページ。4 農地法及び農業経営基盤強化促進法に基づく事務。農地法3条による所有権移転2件、面積44,024㎡。賃借権3条に基づくもの1件、70,040㎡。使用貸借権1件、面積19㎡。合計で4件、114,083㎡。4条転用についてはありませんでした。5条、所有権2件、814㎡。使用貸借権3件、14,764㎡。合計5件、15,578㎡。農地法第18条による合意解約、賃借権9件、670,375㎡。基盤強化法による所有権移転20件、1,560,073㎡。賃借権47件、2,575,118㎡。使用貸借権3件、519,326㎡。合計70件、4,654,517㎡。5 農地移動あっせん事務。総数、20件、面積1,718,563㎡。成立20件、1,718,563㎡。6 諸証明事務。現況証明書 件数19件、筆数32、面積179,731㎡。その他の証明書6件。続きまして、5 ページをお開き願います。7 農業者年金関係事務。農業者年金老齢年金裁定請求書4件。農業者年金死亡関係届出書16件。通常加入申込書1件。政策支援加入要件不該当届出書3件。農業者年金住所、氏名等変更訂正届出書6件。農業者年金任意脱退届出書1件。農業者年金受給権者現況届152件。合計183件となっております。続きまして、6 ページをご覧ください。8 遠軽町農地賃借料情報、（１）適用年（令和5年1月から令和5年12月まで）、10アール当たり。生田原地域 最高額4,000円、最低額1,400円、平均額3,100円。遠軽地域 最高額4,400円、最低額3,000円、平均額3,500円。丸瀬布地域 最高額3,000円、最低額2,200円、平均額2,700円。白滝地域 最高額3,000円、最低額2,500円、平均額2,700円。全町平均額は10a当たり3,000円となっております。続きまして、9 河川堤防敷地占用関係事務。河川敷地占用者の権利譲渡承認申請2件。10 贈与税・不動産取得税に係る納税猶予関係事務。贈与税納税（徴収）猶予継続届5件、納税義務免所届1件。相続税はありません。不動産取得税 納税（徴収）猶予継続届5件、納税義務免所届1件。

以上で説明を終わります。

議 長 これより、報告第1号の質疑を行います。  
質疑はありませんか。  
（質疑なしの声）

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、報告第1号を終わります。

次に、議案第1号「令和6年度遠軽町農業委員会活動日程等について」を議題とします。

事務局から、議案を説明させます。

事務局 7 ページをご覧ください。議案第1号「令和6年度遠軽町農業委員会活動日程等について」。令和6年度遠軽町農業委員会活動日程等を別紙のと

おり定めたいので、協議する。令和6年4月8日提出。遠軽町農業委員会  
会長 石丸博雄。8ページの別紙をお開きください。本日、4月8日、第  
1回農業委員会総会。第2回以降につきましては、毎月7日前後の開催に  
なっております。9月の第6回農業委員会総会と1月の第10回農業委員  
会総会を開催しない方向で記載しております。

以上で説明を終わります。

議 長 これより、議案第1号の質疑を行います。  
質疑はありませんか。  
(質疑なしの声)

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。  
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第2号「令和6年度最適化活動の目標の設定について」を議  
題とします。

事務局から、議案を説明させます。

事務局 9ページをお開きください。議案第2号「令和6年度最適化活動の目標  
の設定について」。令和6年度最適化活動の目標の設定について別紙のと  
おり定めたいので、協議する。令和6年4月8日提出。遠軽町農業委員会  
会長 石丸博雄。10ページをお開きください。令和6年度最適化活動の  
目標の設定等。1 農業委員会の現在の体制。農業委員数、定数18に対  
して実数18名。2 農家・農地等の概要。右側の認定農業者75経営体。  
基本構想水準到達者7経営体。認定新規就農者4経営体。耕地面積 7,  
690ha。続きまして、11ページをお開きください。II 最適化活動  
の目標。1 最適化活動の成果目標。(1)農地の集積。現状 管内の農  
地面積7,690ha、これまでの集積面積5,899ha、集積率 7  
6.7%。課題 地域の農業経営は安定した農業所得の向上につながって  
いないため、後継者不足による担い手の高齢化や離農者が増加する傾向に  
あり、新たな農業担い手の確保が厳しい現状にあることから、農地集積が  
難しくなっている。(2)目標 農地の集積の目標年度12年度。今年度  
の新規集積面積30ha。今年度末の集積面積、累計で5,929ha。  
(2)遊休農地の解消。①現状及び課題。現状 1号遊休農地は22ha  
あります。課題 農業従事者の高齢化や後継者不足による離農者が増える  
ことにより、遊休農地の増加が懸念される。②目標。遊休農地面積22h  
aに対しまして解消目標面積4haとなっております。続きまして、12  
ページ。(3)新規参入の促進。①現状及び課題。現状、3年度新規参入  
者、1経営体、66.2ha。4年度新規参入者、0経営体。5年度新規  
参入者、2経営体、78.4ha。課題 新規参入者の希望する経営形態  
等とのマッチングや離農者などの受け入れのタイミングを調整することに  
苦慮している。②目標 権利移動面積、3年度197ha。4年度550  
ha。5年度465ha。平均404ha。2 最適化活動の活動目標。

(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標。1人当たりの活動日数、月当たり1日、最適化活動を行う農業委員の人数18人。(2) 活動強化月間の設定目標。活動強化月間の設定回数1回。取組時期9月。取組項目、農地の集積。強化月間の内容 円滑な権利移動が出来るよう農用地利用集積計画による利用権設定の制度や中間管理事業等について周知する。

以上で説明を終わります。

議長 これより、議案第2号の質疑を行います。  
質疑はありませんか。  
(質疑なしの声)

議長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。  
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局から、議案を説明させます。

事務局 14ページをお開きください。議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」。農地法第3条の規定による許可申請について下記のとおり提出があったので許可の可否について議決を求める。令和6年4月8日提出。遠軽町農業委員会会長 石丸博雄。整理番号1。賃貸借。所在「●●●」、地番「●●外23筆」。公募地目、現況地目共に「畑」。面積24筆合計「173,979㎡」。貸主「●● ●●」。借主「●● ●●」。労働力 ●● ●● 3人。経営面積は今の時点では0です。申請理由 貸主「離農のため」、借主「新規就農のため」。この件につきましては、既に農地所有適格化法人としての資格を農地部会で審査されました●● ●●が新規就農のため農地を賃貸借する件であります。主な作物はシソ・牧草となっております。位置図については、16ページをご参照ください。  
以上で説明を終わります。

議長 これより、議案第3号「整理番号1」についての質疑を行います。  
質疑はありませんか。  
(質疑なしの声)

議長 質疑がないようでありますから、採決を行います。  
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について」6件を議題とします。

事務局から、議案を説明させます。

事務局

17ページをお開きください。議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について」。遠軽町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第5・1・6・③の規定により申出があったので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項及び遠軽町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第5・1・6・③の規定により、別紙のとおり農用地利用集積計画を定める。令和6年4月8日提出。遠軽町農業委員会会長 石丸博雄。整理番号1 賃貸借権です。所在「●●●」、地番「●●」、公募地目・現況地目共に「畑」、面積「16,217㎡。」、貸主「●● ●●」、借主「●● ●●」、利用権の種類「賃貸借」、法律関係「賃借権」、始期「令和6年4月15日」、終期「令和16年3月31日」、期間「9年11ヶ月」、金額「年64,400円」、支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」。この件については新規で利用権設定を行うものです。位置図については、19ページを参照願います。整理番号2 所在「●●●」「●●●」「●●●」、地番「●●の内外3筆」、公募地目「畑」「田」「原野」、現況地目「畑」、面積「4筆合計82,672㎡。」、貸主「●● ●●」、借主「●● ●●」、利用権の種類「賃貸借」、法律関係「賃借権」、始期「令和6年4月15日」、終期「令和11年4月14日」、期間「5年」、金額「年225,000円」、支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」。整理番号3 所在「●●●」、地番「●●」、公募地目・現況地目共に「畑」、面積「31,690㎡。」、貸主「●● ●●」、借主「●● ●●」、利用権の種類「賃貸借」、法律関係「賃借権」、始期「令和6年4月15日」、終期「令和11年4月14日」、期間「5年」、金額「10a当たり4,000円」、支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」。続きまして、整理番号4 所在「●●●」、地番「●●の内」公募地目・現況地目共に「畑」、面積「9,000㎡。」、貸主「●● ●●」、借主「●● ●●」、利用権の種類「賃貸借」、法律関係「賃借権」、始期「令和6年4月15日」、終期「令和11年4月14日」、期間「5年」、金額「年36,000円」、支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」。続きまして、整理番号5 所在「●●●」、地番「●●」、公募地目・現況地目共に「畑」、面積「35,180㎡。」、貸主「●● ●●」、借主「●● ●●」、利用権の種類「賃貸借」、法律関係「賃借権」、始期「令和6年4月15日」、終期「令和11年4月14日」、期間「5年」、金額「年140,000円」、支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」。整理番号3・4・5は、更新となっており、位置図については、22ページを参照願います。続きまして、整理番号6 所在「●●●」、地番「●●外6筆」、公募地目・現況地目共に「畑」、面積「7筆合計18,336㎡。」、貸主「●● ●●」、借主「●● ●●」、利用権の種類「賃貸借」、法律関係「賃借権」、始期「令和6年4月15日」、終期「令和16年3月31日」、期間「9年11ヶ月」、金額「10a当たり2,000円」、支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」。

以上で説明を終わります。

議 長 これより、議案第4号「整理番号1」についての質疑を行います。  
質疑はありませんか。  
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。  
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 次に、議案第4号「整理番号2」についての質疑を行います。  
質疑はありませんか。  
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。  
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 次に、議案第4号「整理番号3」についての質疑を行います。  
質疑はありませんか。  
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。  
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第4号「整理番号4」についての質疑を行います。  
質疑はありませんか。  
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。  
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第4号「整理番号5」についての質疑を行います。  
質疑はありませんか。



(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。  
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 これより、議案第4号「整理番号6」の質疑を行います。「農業委員会等に関する法律」第31条の規定に抵触する案件でありますので、関係する委員の退席を求めて審議を行います。  
「●●番 ●●委員」の退席を求めます。  
暫時休憩いたします。  
(●●番 ●●委員 退席)

議 長 再開いたします。これより、議案第4号「整理番号6」についての質疑を行います。  
質疑はありませんか。  
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(意義なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 議案第4号「整理番号6」の審査が終了しましたので、「●●番 ●●委員」を入室させます。  
暫時休憩いたします。  
(●●番 ●●委員 着席)

議 長 再開いたします、●●委員に申し上げます。議案第4号「整理番号6」については、原案のとおり決定しましたので、その旨をご報告します。

議 長 次に、追加されました議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について」1件を議題とします。  
事務局から、議案を説明させます。

事務局 追加議案をお開きください。議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について」。遠軽町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第5・1・6・③の規定により申出があったので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項及び遠軽町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第5・1・6・③の規定により、別紙のとおり農用地利用集積計画を定める。令和6年4月8日提出。  
遠軽町農業委員会会長 石丸博雄。整理番号7 所有権移転です。所在

「●●●」、地番「●●外13筆」、公募地目・現況地目共に「畑」、面積「14筆合計164,213㎡。」、譲渡人「●● ●●」、譲受人「●● ●●」、利用権の種類「売買」、法律関係「売買」、移転時期「令和6年4月15日」、支払期限「令和6年6月14日」、引渡時期「対価の支払日」、金額「11,800,000円」、支払方法「指定口座振込」。この件につきましては、農地保有合理化事業の5年タイプに乗るため一旦●● ●●へ所有権移転する案件であります。位置図については、3ページを参照願います。

以上で説明を終わります。

議 長 これより、議案第5号「整理番号7」についての質疑を行います。  
質疑はありませんか。  
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。  
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

以上で、本日提案しました全ての案件の審議が終了しました。

これをもちまして、令和6年度第1回遠軽町農業委員会総会を閉会します。